都道府県構想策定マニュアル検討委員会 広域化・共同化検討分科会

設 置 趣 旨

汚水処理事業の運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められている中、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省は、平成30年1月17日に各都道府県に対して2022年度(令和4年度)までの「広域化・共同化計画」策定を要請し、令和4年度末時点で全都道府県において広域化・共同化計画の策定がされたところである。令和5年度からは広域化・共同化事業の実施に向けて取組みを推進するため、現行の広域化・共同化計画策定マニュアル(改訂版)を実施段階の内容に見直しをする必要があり、今後、当該計画が円滑に進められるよう、先行的に事業実施に取り組む地方公共団体の事例をモデル計画として整理し、水平展開していく予定である。以上を踏まえ、「広域化・共同化計画策定マニュアル(改訂版)令和2年4月」の内容改訂に向けて、今年度のモデル地域の検討事例も含めて議論を深めることを目

的に、都道府県構想策定マニュアル検討委員会の一部として本分科会を設置するも

のである。